

平成 30 年 11 月 29 日

障害福祉サービス等事業者の皆様へ

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部

障がい福祉課（企画調整担当）

障がいのある方の雇用促進等のお願い

札幌市においては、障がいのある方の雇用や就労を支援するため、様々な施策を行っております。貴法人におかれましては、障害福祉サービス事業等を行うことにより、障がいのある方の生活支援や就労支援に取り組んでいただいておりますが、法人として障がいのある方の雇用促進等につきましても、御理解と御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 障がいのある方の雇用促進等について

（1）障がい者の法定雇用率が引き上げについて（労働局資料）

平成 30 年 4 月 1 日から法定雇用率が 0.2%引き上げになり民間企業では 2.2%になっております。また、対象となる事業所主の範囲が、従業員 45.5 人以上に広がっております。平成 33 年 4 月までにはさらなる引き上げが予定されています。

障がいのある方の雇用及び雇用環境の改善等に取り組んでいただければと存じます。

（2）札幌市における就労支援施策

一般企業向けリーフレットですが、どうぞ御活用ください。

（3）ジョブサポーターについて

札幌市では障がいのある方の就労支援のために就業・生活支援センターを設置しています。各センターにはジョブサポーターという企業との橋渡し役を担ってくれる職員を配置しております。気軽に御相談ください。

2 障がい者施設等からの発注拡大について

札幌市においては、障がいのある方の雇用の場の創出だけでなく、障がい者施設が供給する製品や役務等の発注拡大にも取り組んでおります。貴法人におかれましても、発注拡大に引き続きご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

（担当 就労・相談支援担当係 電話 211-2936）

平成30年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

また併せて、下記の2点についてもご注意くださいよう、お願いいたします。

留意点

①

対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上に広がります。

▶ 従業員45.5人以上50人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

留意点

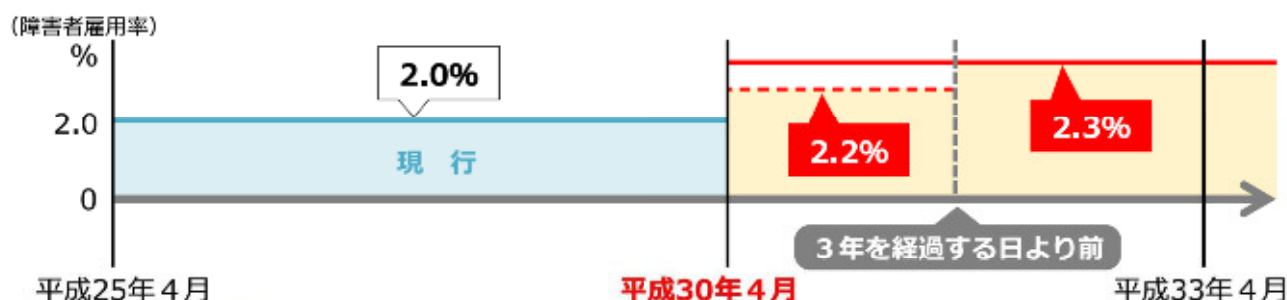
②

平成33年4月までには、更に0.1%引き上げとなります。

▶ 平成30年4月から3年を経過する日より前※に、民間企業の法定雇用率は2.3%になります。（国等の機関も同様に0.1%引上げになります。）

※ 具体的な次回の引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされます。

※ 2.3%となった際には、対象となる事業主の範囲は、従業員43.5人以上に広がります。



Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

A1. 新しい法定雇用率で算定していただくことになります。平成31年4月1日から同年5月15日までの間に申告していただく分（申告対象期間が、平成30年4月から平成31年3月までの分）適用されますので、申告の際はご注意ください。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A2. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

Q3. 障害者はどのような仕事に向いているのでしょうか？

A3. 「障害者に向いている仕事」「障害者に向いていない仕事」というものではありません。一人ひとりの障害状況やスキルの習得状況、本人の希望・意欲に応じて、事務、販売、製造からシステムエンジニアなどの専門職まで、様々な職種で雇用されています。

（参考）障害者雇用事例リファレンスサービス <http://www.ref.jeed.or.jp/>

開講のお知らせ

平成29年秋

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座 が始まります！

養成講座の概要

- ◆ **メリット**：精神・発達障害についての基礎知識や、一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆ **講座時間**：90～120分程度（講義75分、質疑応答15～45分程度）を予定
- ◆ **受講対象**：企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。

※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。

※ 受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を 進呈予定です（数に限りがあります）。



事業所への
出前講座もあります



ハローワークから講師が事業所に出向きます。

また、**精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、精神保健福祉士や臨床心理士の有資格者などに相談できます。**

詳しくは、都道府県労働局職業安定部職業対策課にお問い合わせください。

※「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。

また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

障がいのある方の就労支援について【札幌市】

札幌市では、障がいのある方の就労支援について、さまざまな事業を行っています。
障がいのある方の雇用をお考えの企業の皆様に、
ご活用いただきますようお願いいたします。

※お問合せ

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 011-211-2936

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/syurou/index.html>

● 障害者の雇用状況 平成 29 年 6 月現在（札幌圏）

企業数 (従業員 50 人以上)	雇用障害者数※	実雇用率	法定雇用率 達成割合
1,641 社	8,205.0 人	2.08%	48.9%

※重度身体障がい者、重度知的障がい者は 2 人、短時間労働者は 0.5 人としてカウント。

● 障害者数 いずれも平成 30 年 3 月末現在

○身体障害者手帳所持者数（18～64 歳）

障がいの種類	全体	18～ 64 歳	内 訳					
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視覚障がい	4,394	1,448	510	462	73	99	210	94
聴覚・平衡機能障がい (音声・言語・そしゃく 機能障がいを含む)	6,095	1,596	134	693	198	291	13	267
肢体不自由	47,494	13,068	3,047	2,992	1,755	2,947	1,457	870
内部障がい	25,602	5,799	3,968	105	774	952	0	0
合 計	83,585	21,911	7,699	4,252	2,800	4,289	1,680	1,231

○療育手帳所持者数（18 歳以上）

重度			計
A	B	B－	
4,718	3,285	5,199	13,202

○精神障害者保健福祉手帳所持者数

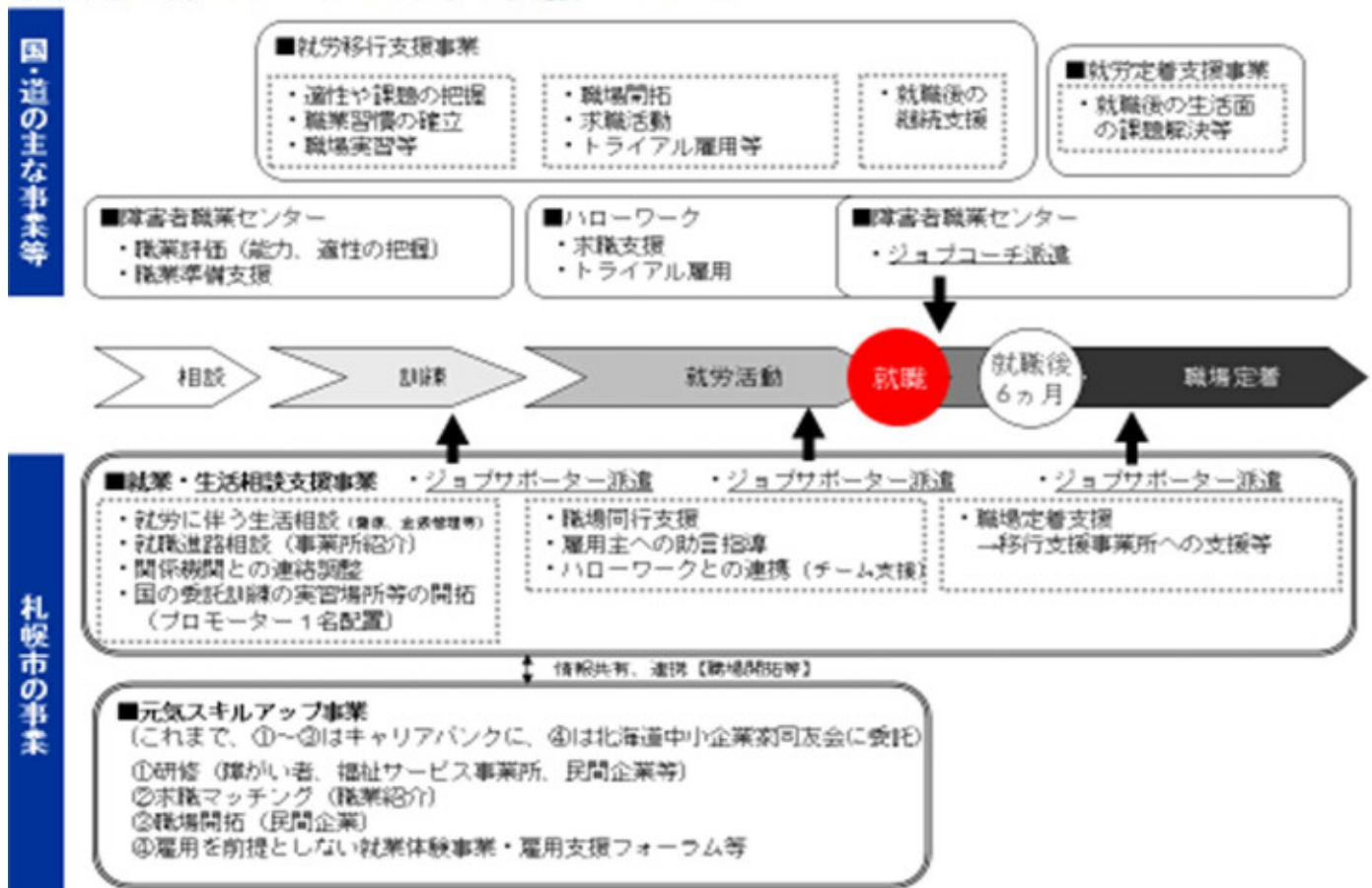
重度			計
1 級	2 級	3 級	
1,362	13,500	11,164	26,026

● 障がい者就労系事業所の事業所数・利用人数（平成 30 年 4 月 1 日現在）

	事業所数	利用定員
就労移行支援	81 か所	968 人
就労継続支援（A 型）	118 か所	2,196 人
就労継続支援（B 型）	324 か所	6,357 人
合 計	523 か所	9,521 人

障がいのある方への雇用支援

●雇用の各ステージにおける支援について



法定雇用率

・事業主に対し、障害者雇用率に相当する人数の身体障害者・知的障害者の雇用を義務づけ

障がい者の法定雇用率	現在	平成30年4月 から	平成33年 3月末までに
民間企業	2.0%	2.2%	2.3%
国・地方自治体	2.3%	2.5%	2.6%
特殊法人等			
都道府県の教育委員会	2.2%	2.4%	2.5%

※法定雇用率の算定基礎に新たに精神障害者を追加【施行期日 平成30年4月1日】

雇入れのきっかけづくり

障害者トライアル雇用・障害者短時間トライアル雇用奨励金

【障害者トライアル雇用】

障害者を原則3ヶ月間雇用することにより障害に対する理解を深めていただき、その後の常用雇用のきっかけ作りを進める制度です。

（対象者1人当たり月4万円の奨励金が支給されます。）

【障害者短時間トライアル雇用】

週10時間以上20時間未満の労働時間で、3～12ヶ月間雇用し、最終的に週20時間以上の常用労働者となることを目指す制度です。

精神障害者、発達障害者が対象です。

対象者1人当たり月2万円が支給されます。

雇入れに活用できる助成金制度

特定求職者雇用開発助成金

安定所等の紹介により身体・知的・精神障害者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部に相当する額を助成する制度です。

障害者トライアル雇用奨励金との併給も可能です。

障害者初回雇用奨励金

障害者雇用の実績のない企業（常用労働者50人～300人）が安定所等の紹介により初めて障害者を雇用し、法定雇用障害者数の雇用を達成した場合に支給します。

障害者トライアル雇用奨励金および特定求職者雇用開発助成金との併給も可能です。

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金

発達障害者や難病のある人を安定所の紹介で雇用し、適切な雇用管理等を行った事業主に助成を行います。助成額は、特定求職者雇用開発助成金の重度以外の身体・知的障害者と同様です。障害者トライアル雇用奨励金との併給も可能です。

各助成金の支給額・支給要件の詳細については、お近くのハローワーク・労働局へお問い合わせください。

就職後の定着への支援

ジョブコーチ（職場適応援助者）

障害者の職場定着を図るためにジョブコーチが会社に出向き、障害者本人、事業主等に支援を行います。

職場にて作業能率をあげる、作業ミスを減らすための支援や障害に配慮した対応方法についての助言・援助等を行います。

札幌、石狩、旭川、函館、釧路、帯広、北見、小樽、伊達、名寄、美唄に設置しております。

関係機関との連携した支援

北海道障害者職業センター

障害者本人への就業に向けた相談・支援のほか、事業所への障害者の雇用管理に関する支援やジョブコーチの派遣等を行っています。

障害者就業・生活支援センター

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者や雇用している事業所に対し、事業所への訪問などにより相談・助言を行います。

札幌に本所、旭川に支所があります

● 障がい者の就労に関する支援機関

名称	所在地	連絡先	概要
ハローワーク（札幌中央）	中央区南 10 条西 14 丁目	011-562-0101	職業紹介（職業相談・紹介業務、求人受理・開拓業務、再就職支援業務等）、職業訓練のあっせん、事業主への助成金給付関連業務等
ハローワーク（札幌東）	豊平区月寒東 1 条 3 丁目 2-10	011-853-0101	
ハローワーク（札幌北）	東区北 16 条東 4 丁目 3-1	011-743-8609	
北海道障害者職業センター	北区北 24 条西 5 丁目札幌サンプラザ 5 階	011-747-8231	障がい者の職業適性評価、ジョブコーチによる支援等の他、 事業主へのサービスとして、雇用管理のサポートや助言等 を行っている。
札幌障がい者就業・生活支援センター「たすく」	北区北 7 条西 1 丁目 1-18 丸増ビル 301	011-728-2000	就労を目指す障がい者等の就業面・生活面双方の相談支援
就業・生活応援プラザ「とねっと」	中央区北 1 条西 20 丁目 1-1 ラントレポー601	011-640-2777	・求職相談 ・職場実習等の相談や情報提供 ・求職活動支援（ハローワークへの同行や履歴書記載のアドバイス、面接練習等）
就業・生活相談室「からびな」	北区北 17 条西 4 丁目 2-28 藤井ビル北 17 条 I 301 号室	011-768-7880	・ 職場定着に係る企業からの相談対応等 ・ジョブサポーターの配置（たすく以外の 4 か所） ・障害者職業能力開発プロモーター 1 名の配置（とねっと）
就業・生活相談室「テラス」	豊平区豊平 8 条 11 丁目 2-18	011-598-9394	
就業・生活相談室「しんさっぽろ」	厚別区厚別中央 3 条 3 丁目 3-33 システムコート 106 号室	011-887-7075	
障がい者元気スキルアップ事業（研修・マッチング関係）	中央区北 5 条西 5 丁目 7 キャリアバンク(株)事業事務局	011-251-3313	・求職障がい者に対する、就職前に必要な知識やマナー等の研修 ・求職マッチング（職場見学・職場実習） ・ 障がい者雇用に関心のある企業に対する研修
北海道立札幌高等技術専門学院能力開発総合センター	東区北 27 条東 16 丁目	011-781-0559	障がい者の実践的な職業能力の向上を図るために、 企業等を委託先として実施する訓練 を行っている（ハローワークの登録が必要）。
北海道障害者職業能力開発校	砂川市焼山 60 番地	0125-52-2774	企業等で働く障がい者を対象に、札幌市内でも能力開発セミナーを実施している。

● その他の取り組み（関係機関等との連携）

札幌市自立支援協議会 就労支援推進部会	就業・生活相談支援事業所、就労移行支援事業所、ハローワーク、障害者職業センター、障がい者雇用企業、特別支援学校等の機関により運営され、障がい者の就労支援関係者のネットワークづくりを進めている。 障がい者就労支援関係機関に対する研修、情報提供、札幌市の障がい者就労施策に対する提案等を行う。
一般社団法人北海道 中小企業家同友会札幌支部 （会員数約 1,900 社） 「障害者問題委員会」 との連携	■ 就業体験の実施（市委託事業） 障がい者雇用に関心のある企業と、就業経験の少ない障がい者が、雇用を前提としない体験実習を、就労支援推進部会等と連携して実施。 ■ 障がい者雇用支援フォーラムの開催（市委託事業） 障がい者雇用の事例を紹介し、理解促進を図る研修会。 <u>企業等から毎年 200 人以上が参加し、障がい者雇用の現状や課題についての意見交換が行われる。</u>

札幌市 委託事業

札幌市障がい者就業・生活支援事業の 《ジョブサポーター》をご存知ですか？

～障がい者雇用をご検討されている、悩まれている企業様～

札幌市障がい者就業・生活相談支援事業所（通称ナカポツ）は、障がいのある方への求職相談や求職活動の支援、雇用主への助言や制度の紹介など、障がいのある方の就業に関わる総合的な支援を行う事業所です。

ジョブサポーターは、ナカポツに配置されている、障がいのある方と職場への「定着支援」を行なう支援員です。

こんな相談に対応しています

障がい者雇用をご検討中の企業様

- ・障がい者雇用に関わる制度の紹介
- ・障がい特性のご紹介や説明
- ・業務内容の相談
- ・業務内容の切り出し相談
- ・実習時の現場での支援

など..

障がい者雇用をされている企業様

- ・業務内容の見直し
- ・効率的な環境の整備
- ・指示方法や関わり方の助言
- ・定期的な面談の実施
- ・就職者からの相談共有と助言

など..

※障がいのある方の職場定着支援や、雇用主へのアドバイスなどの支援を行います

※実習期間のジョブサポーター支援も可能です

※その他、ご質問はご連絡ください

<ジョブサポーターを配置しているナカポツ>

- 就業・生活応援プラザとねっと（中央区北1条西20丁目1-1-601号室） TEL 011-640-2777
- 就業・生活相談室からびな（北区北17条西4丁目2-28-301号室） TEL011-768-7880
- 就業・生活相談室テラス（豊平区豊平8条11丁目2-18） TEL011-598-9394
- 就業・生活相談室しんさっぽろ（厚別区厚別中央3条3丁目3-3-106号室） TEL011-887-7075

◎まずはお気軽にご相談ください。札幌市の委託事業になりますので、ご相談やご利用は無料です。

※区により担当エリアがございます。詳しくは裏面をご参照ください。

障がい者就業・生活相談事業と就業・生活支援センター (通称ナカポツ) とは？

○就業支援

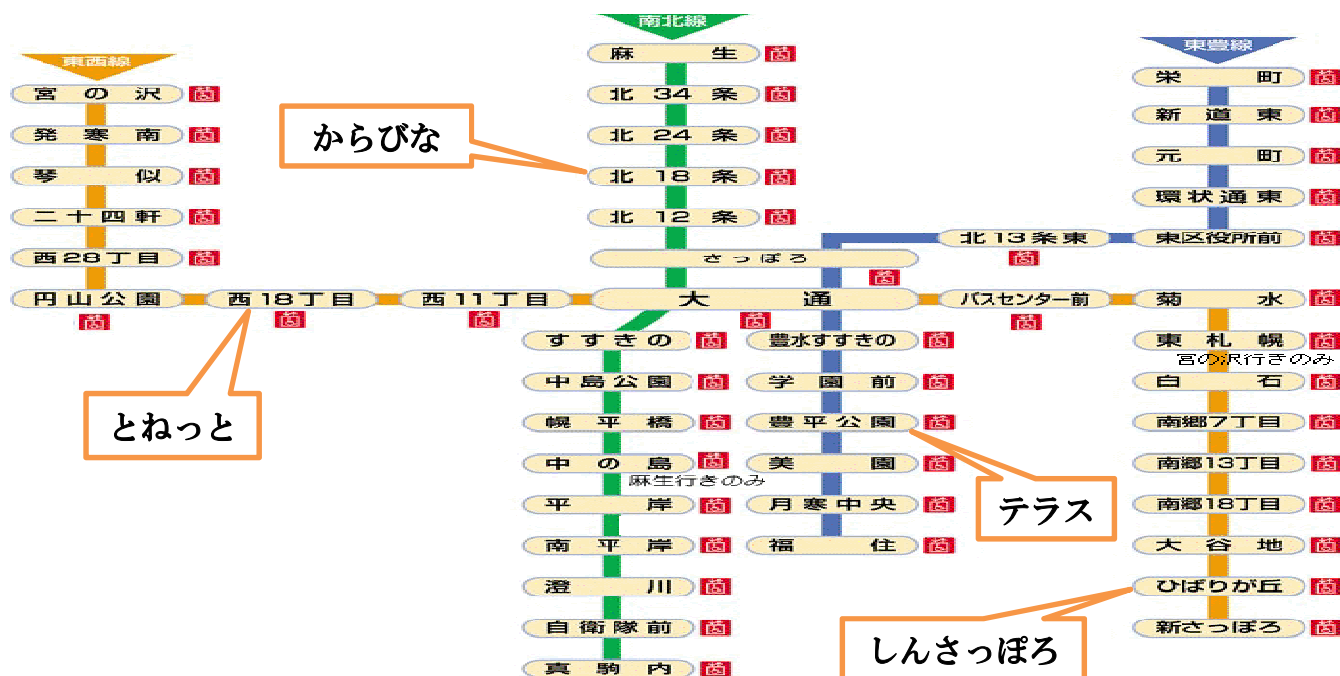
- ・就職に向けた準備支援
- ・求職活動支援
- ・職場定着支援
- ・関係機関との連絡調整
- ・事業所に対する障がい者の特性を踏まえた雇用管理の助言

○生活支援

- ・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理や日常生活の自己管理などの助言
- ・住居、年金、余暇活動など地域生活や生活設計に関する助言
- ・関係機関との連絡調整

一般就労（パート、アルバイト含む）を希望する障害のある方の相談に応じ、ハローワーク、北海道障害者職業センター、企業などと連携し、求職活動の支援を行います。就労に関わる様々な生活相談にも応じ、医療、福祉サービスへの同行支援も行います。

【ジョブサポーターが配置されているナカポツの最寄駅】



■ジョブサポーターには管轄エリアがございます

ご相談の際には企業の事業所のある区に伴い、下記管轄のナカポツ窓口までご連絡ください

●中央区・西区・南区・手稲区

★就業・生活応援プラザとねっと

中央区北1条西20丁目1-1-601

☎ 011-640-2777

●東区・北区

★就業・生活相談室からびな

北区北17条西4丁目2-28-301

☎ 011-768-7880

●厚別区・清田区・豊平区・白石区

★就業・生活相談室テラス

豊平区豊平8条11丁目2-18

☎ 011-598-9394

★就業・生活相談室しんさっぽろ

厚別区厚別中央3条3丁目3-3-106

☎ 011-887-7075

障がいのある方の賃金向上・工賃向上を応援してください！

元気ジョブアウトソーシングセンター

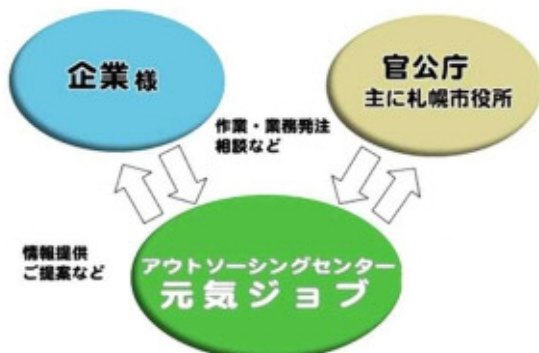
<http://www.genkijob.jp/>

〒064-0808

札幌市中央区南8条西2丁目5-74市民活動プラザ星園103

TEL:011-596-6581 FAX:011-596-6582

- ・封入、紙折り、タックシール貼り、袋詰め等
- ・ホームページ作成、データ入力、テープ起こし等
- ・印刷、製本、チラシ作成、ルビ打ち等
- ・清掃、草刈り、除雪、ポスティング、配達業務等
- ・縫製、クリーニング、機器解体、資源分別等



市内で、製造や役務サービスなど、様々な仕事を行っている障がい者施設は約400か所あります。

「元気ジョブ」は民間企業・官公庁等に営業し、発注してもらった業務を各施設に振り分けるなど、受発注のマッチングを行い、施設で働く障がいのある方の工賃アップを進めます。

●利用者の声●

発注のときだけではなく、企画の段階でも、各施設の得意分野など役に立つ情報を教えてもらいました。

SAPP
RO



障がい者施設で作られた手作り商品を販売しているお店です。

デザイン・素材に工夫を凝らした日用品や、かわいい木工品・手工芸品、添加物を使わず道産小麦等にこだわったパンやお菓子など、「安心・安全」をモットーに、品質の良い商品を多数そろえています。

元気ショップいこ〜る

<http://www.sapporo-ikuseikai.or.jp/shop.html>

〒060-0806

札幌市北区北6条西4丁目 JR札幌駅西コ
ンコース「食と観光の情報館」内

TEL:011-213-5063 FAX:011-522-8805



元気ショップ

<http://www.ssr-genkishop.com/home.html>

〒060-0042

札幌市中央区大通西3丁目 地下鉄南北
線大通駅コンコース

TEL:011-210-1147 FAX:011-210-1211



●利用者の声●

ブックカバーは、軽くて質感があり、大変使い心地が良いので重宝しています。
お値段も手頃で嬉しいです。

SAPP
RO

障がいのある方が働くお店を応援してください！



元気カフェ

<http://miyataya.co.jp/genki.html>

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所1階

TEL:011-211-3231



元気カフェ ふらっと(休止中)

<http://pao.moo.jp/pao/flat.html>

〒060-0042

札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター1階

TEL:011-613-0215



元気カフェ 本の森

<http://union-s.jp/index.html>

〒064-0922

札幌市中央区南22条西13丁目 札幌市中央図書館1階

TEL:011-513-0260



元気カフェ ブラン

<http://www.cafe-blanc.jp>

〒003-8612

札幌市白石区南郷通1丁目南8-1 白石区複合庁舎1階

TEL:011-863-5855



障がい者協働事業により、障がいのある方を雇用し、接客等を通じた市民の交流を行うことで、障がいに対する理解を進めています。美味しいコーヒーをお手頃価格にてご提供！

●利用者の声●

元気カフェの皆さん、いつも、おいしいコーヒーを入れてくれてありがとうございます。
自宅では、ドリップコーヒーを愛飲しています。

SAPP
RO



「もったいないを大切に」「思い出の品をいつまでも」をモットーに、革製品(靴、カバン等)や傘の修理、合鍵の作製などを行っています。本部作業所を含め、市内9店舗で営業中。

シュリーの店(一般財団法人さっぽろシュリー)

<http://www.shuryi.jp/>

〒060-0008

札幌市中央区北8条西23丁目2-22 イベール823

TEL:011-611-4771(本部)

●利用者の声●

カバンやヒールのかかとを直してもらった時、親切に声がけをしてくれて、とても感じの良い店でした。
自分のお気に入りの物は長く使いたいですから、また、利用したいと思います。

SAPP
RO